

議案第 1 号

野田市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市手数料条例等の一部を改正する条例

(野田市手数料条例の一部改正)

第1条 野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中3を削り、4を3とし、5から11までを1ずつ繰り上げる。

(野田市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第28条の3中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年野田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。



## 提案理由

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行おうとするものである。



参考資料

野田市手数料条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例（昭和 51 年野田市条例第 4 号）（第 1 条関係）

改 正 案	現 行				
別表(第 2 条第 1 項) 1・2 (略) (削る。)	別表(第 2 条第 1 項) 1・2 (略) 3 <u>個人番号関係手数料</u>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号)第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付(国外への転出に係る個人番号カードの返納後の再交付の場合その他の再交付がやむを得ないと市長が認める場合を除く。)</u></td><td><u>1 件につき 800 円</u></td></tr> </tbody> </table>	手数料の種類	金額	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号)第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付(国外への転出に係る個人番号カードの返納後の再交付の場合その他の再交付がやむを得ないと市長が認める場合を除く。)</u>	<u>1 件につき 800 円</u>
手数料の種類	金額				
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号)第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付(国外への転出に係る個人番号カードの返納後の再交付の場合その他の再交付がやむを得ないと市長が認める場合を除く。)</u>	<u>1 件につき 800 円</u>				
3~10 (略)	4~11 (略)				

○ 野田市個人情報保護条例（平成 12 年野田市条例第 25 号）（第 2 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第 28 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第 9 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p>	<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第 28 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第 8 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p>

○ 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年野田市条例第 40 号）（第 3 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第 19 条第 11 号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 <u>法第 19 条第 11 号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第 19 条第 10 号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 <u>法第 19 条第 10 号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>